

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	松江	まち・ひと・しごと創生総合戦略における、医療・介護・福祉サービスの基盤整備に関する取組方針	まち・ひと・しごと創生総合戦略における、医療・介護・福祉サービスの基盤整備に関する取組方針について、「ひと」の創生においては、地方への新しいひとの流れをつくると定められているが、地域を支える安定した人口構造を保持するための好循環を生み出すためには、生活基盤としての医療、介護、福祉などが不可欠であると思う。 また、こうした医療、介護、福祉部門等が地域における重要な雇用の場ともなる。地域における今後の医療、介護、福祉の在り方を検討するに当たっては、地域医療構想を含む医療計画や介護保険事業計画、子ども・子育て支援制度など個別に検討するのではなく、地域版総合戦略を連携させていく必要があると思うので、是非とも検討して頂きたい。	ご指摘のとおり、住民のみならずが住み慣れた地域で、引き続き安心して暮らせる社会の構築には、医療や介護、福祉のほか、子育てなど様々な分野での連携が今後、一層重要となっております。 県においては、昨年度「島根県総合戦略」を策定したところです。また、この「総合戦略」も織り込んで、医療や介護の提供体制の確保や子育て支援の充実などの具体策的な方策や目標を示した「島根総合発展計画（第3次実施計画）」も策定し、各施策が相互に連携をしながら目標の実現に向けて取り組んでいくこととしております。 また、医療や介護、福祉、子育てなどの多岐にわたる分野の団体の皆様に参加いただいている、この圏域別広聴会においても、各分野での人材確保の課題をテーマにご意見をいただいておりますので、こうしたことも参考にさせていただきたいと考えております。 なお、次期医療計画や介護保険事業支援計画については、このたび策定する地域医療構想と整合性を図りながら来年度に同時策定することになります。が、策定に当たっては健康で安心して暮らせる地域づくりを進めるため島根県総合戦略を踏まえながら検討してまいります。	公聴会時の回答に同じ	健康福祉総務課	安来第一病院	8月25日
2	松江	少子化対策、子育て支援対策として助産師の活用	H10年より島根県助産師会では、地域貢献を目的に「子育て女性健康支援センターしまね」を立ち上げ活動している。 無休電話相談では育児不安、相談、思春期の悩み（男性含む）など幅広く女性の悩みに応じている。 また、出産後の母親への支援として助産師らしい相談場として、ベビーマッサージ、育児相談教室、ライフワークバランスを一緒に考え、育児サポートを得る必要と情報提供を目的に、働く母親増加に対応した産後ママの復職セミナーを実施。 また、祖父母、地域の子育てサポートの必要性と今時の子育てで情報を提供する場として、地域で子育て、孫育て講座を実施。 地域の人が顔見知りになることで、災害時の助け合いの基盤をつくっておくことも大切と感じている。 県内に幅広く活動が広がることを願い、指導をお願いしたい。	県では昨年度妊娠期からの切れ目のない相談・支援体制の充実に向け検討会を開催し、関係者向けの手引きを作成しました。この検討会には助産師会からも委員としてご参画いただきそのご意見を手引きに反映させています。 今後も妊娠期や産後早期からの母親の心の健康支援や母乳育児の支援など、安心して子育てが出来る環境づくりに向けて、助産師会とも連携を深めながら取り組んできたいと考えています。	妊娠期からの切れ目のない育児支援に向けて研修会等を開催する際には、助産師会にもお知らせするなど、連携を深めながら取り組んでいます。	健康推進課	島根県助産師会	8月25日
3	松江	病院勤務、地域助産師離職防止	助産師としてモチベーションが維持できるよう、各職場で働きやすくなるよう望む。	助産師を含む医療従事者の離職防止や医療安全の確保を目的に医療機関が自主的に行う勤務環境改善に向けた取組みを支援する拠点として、昨年度から島根県医療勤務環境改善支援センターを医療政策課内に設置しました。 引き続き、病院管理者等に対する個別支援業務や普及・啓発活動を通じて、①医療従事者の働き方・休み方等の改善②医療スタッフの健康支援③働きやすさのための環境整備④働きがいの向上対策などの取組みを支援してまいります。	公聴会時の回答に同じ	医療政策課	島根県助産師会	8月25日

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
4	松江	在宅医療のシステムや方法の明確化 ～受診をする患者にとって分かりやすい在宅医療の展開～	【現状】 総合病院が抱える患者数が多すぎるため、総合病院で受け入れるべき患者に対して時間をかけることが難しい。そのためには逆紹介による家庭医の必要性が増している（開業医から総合病院へ紹介してもらい、再度、家庭医へと紹介される）。 【問題点】 （施設）在宅医療の地域差が大きい。松江、出雲で受けられる治療と邑智、雲南、鹿足、伯太などで受けられる治療に大きな違いがある。また、しっかりとしたサポートを受けられない患者にとって、どのようにしたらいいのかわからない。 （患者）リハビリ、終末期医療の心構え、医療・介護サービスなどの受け方がわからない。 （医師）家庭医の方々が何を、どこまでしてくれるのか患者にはよくわからない。また、基幹病院とどのように連携をとっているのか患者にとって不透明な部分がある。 【今後の取組】 総合医療（島大医学部に設置済み）に対応できる医師の育成が急務。地域による医療格差の是正。 在宅医療にかかわる患者のためのサポートブックの製作。問題点や患者の不安を解消するためのもの（例：しまねのがんサポートブック）	【総合医療に対応できる医師の育成】 島根県では、「オールしまね」で総合医・家庭医を育成するために「総合診療専門医育成ネットワーク」を構築して研修環境の整備を行っています。また、若手医師が県内の病院や診療所等をローテーション研修することにより、総合診療の専門医資格が取得できるようサポートしています。引き続き、県内の総合医・家庭医の育成体制の充実に取り組んでまいります。 【在宅医療にかかわる患者のためのサポートブック製作】 全国的に市町村において地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが始まっており、県としても市町村と連携して地域包括ケアシステムの構築を進めることとしております。 とりわけ、平成30年4月までには、介護保険法に基づく「在宅医療介護連携推進事業」を全市町村において実施することが求められており、その中で地域住民への普及啓発についても取り組むこととされています。 県としても、各市町村が地域の特性に応じた普及啓発を行うことが出来るよう、研修の開催、先進事例の紹介、データの提供等、積極的に支援を行ってまいります。	【総合医療に対応できる医師の育成】 公聴会時の回答に同じ 【在宅医療にかかわる患者のためのサポートブック製作】 平成28年10月の「島根県地域医療構想」策定にあわせて、全県の医療・介護関係団体の代表、市町村等が一堂に会する「地域包括ケア関係機関連絡会議」を立ち上げました。”地域住民への普及・啓発”については非常に重要なテーマであり、同会議においても継続的に効果的な手法等についての検討を進めることとしています。 平成28年度下期には、松江市島根町において地域住民が主体となり関係各機関との協働によって在宅医療ハンドブック（「わたしと家族の安心ガイド」）が作成されたり、邑智郡において地域住民も交えて地域包括ケアシステムに関するシンポジウムが開催されるなど、先進的な取組みが行われつつあります。	医療政策課	ハートフルサロン 松江	8月25日
5	松江	認知症への理解を深めるための啓発活動	今春「フォトしまね」に初めて認知症について取り上げて頂いたが、今後も認知症に関する情報を継続的に提供することを検討していただきたい。 2025年には認知症高齢者の数は700万人になると推定されており、約10年で1.5倍にも増える見通しである。最近はマスコミでも国の新オレンジプランに呼応するように、認知症の特集番組や記事を頻繁に目にするようになったが、県においても、少しの紙面でもいいので継続的な情報提供をお願いしたい。 特に、認知症の早期発見に関することや、認知症に関連して困った時どこに相談すればいいのかという情報（認知症コールセンターも含め）の提供をお願いしたい。	ご紹介いただいたとおり、認知症について広く県民の皆さんに周知を図るため、県内全世帯配布の県政広報誌「フォトしまね」（平成28年4月号）において、認知症カフェの取組や認知症疾患医療センターについてPRを行いました。 今後は、啓発活動の一環として、9月21日の世界アルツハイマーデーに向けて、県政新聞広報「考える県政」として「しまね認知症コールセンター」の周知を図るため山陰中央新報に掲載（9月18日）することとしています。また、「認知症のひとと家族の会」の皆さんと共に県内9か所で認知症に関する街頭啓発活動（9月中・下旬）も行う予定です。 これからも認知症について県民の皆さんに正しく理解していただくため、情報提供や広報、普及啓発に努めていきたいと考えています。	県では、認知症についての理解を深める取組を継続して実施しました。 9月のアルツハイマーデーに併せて県内9カ所（昨年度は8カ所）で「認知症のひとと家族の会」の皆さんと共に認知症に関する街頭啓発活動を行いました。松江駅では「しまねっこ」の参加により、若者や子供たちにも関心を持ってもらう事ができました。 また、困った時の相談場所として「しまね認知症コールセンター」を設置していますが、周知を図るため山陰中央新報に掲載（9月18日）しました。また「しまねコールセンター」を紹介したクリアファイルを作成し、日々の相談の中から必要な方に紹介できるよう市町村や介護従事者に配布しました。 今後も引き続き、機会を捉えて啓発活動を行う予定としています。	高齢者福祉課	認知症のひとと家族の会 島根県支部松江地区会	8月25日
6	松江	若年性認知症コーディネーターの配置	若年性認知症コーディネーターの配置に向け準備を進めるとのことであるが、現在の状況をお聞かせいただきたい。	若年性認知症の人については、居場所づくりや就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援が求められることから、国の新オレンジプランにおいて、若年性認知症の人の自立支援にかかわる関係者のネットワークの調整役である「若年性認知症コーディネーター」を県が配置することとされています。 県では、若年性認知症コーディネーターの配置等に向け本県における若年性認知症者に係る生活や支援の実態を把握するため、今年度、若年性認知症に関する実態調査を実施することになっています。その結果を踏まえ若年性認知症の人の自立支援に向けた体制整備について検討していきます。	県では、若年性認知症コーディネーターの配置等に向け本県における若年性認知症者に係る生活や支援の実態を把握するため、H29年1月に、若年性認知症に関する実態調査を実施しました。調査は受診者の概要を把握する一次調査（医療機関対象）と本人又は家族に回答いただく二次調査からなっており、現在一次調査結果がまとまり検討を開始したところです。 今後はさらに検討を深め、29年度の8月頃を目途に本県の若年性認知症施策（若年性認知症コーディネーターの配置を含む）について方向を示すこととしています。	高齢者福祉課	認知症のひとと家族の会 島根県支部松江地区会	8月25日

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
7	松江	認知症施策推進事業	「島根の健康福祉2016」健康福祉部の施策概要の27ページに、「認知症施策推進事業」が掲載されている。 全体で24の事業で55百万円が計上されているが、県としての認知症施策推進についての基本方針と、重点的に取り組もうとしておられる5事業についてお聞かせいただきたい。	県では、国の新オレンジプランも踏まえながら市町村や関係機関等と連携し、認知症の普及啓発、地域づくり、相談対応、医療・介護連携、認知症介護の充実など総合的な認知症施策の推進に取り組んでいます。 具体的には、「島根の健康福祉2016」にも記載しているとおり、①認知症地域支援体制構築等推進事業（認知症疾患医療センターの運営、認知症サポート医の養成、医療従事者認知症対応力向上研修等）②認知症対策・普及・相談・支援事業（しまね認知症コールセンターの運営、若年性認知症対策、認知症キャラバン・メイトの養成等）③高齢者権利擁護等推進事業④介護従事者向け認知症研修事業（認知症介護サービスの向上）⑤認知症介護指導者養成研修事業（同左）の5事業に、⑥認知症施策検討委員会の運営を加え、大きく六つの事業を柱に取り組んでいます。	県では、国の新オレンジプランも踏まえながら市町村や関係機関等と連携し、認知症の普及啓発、地域づくり、相談対応、医療・介護連携、認知症介護の充実など総合的な認知症施策の推進に取り組みしました。 具体的には、「島根の健康福祉2016」にも記載しているとおり、①認知症地域支援体制構築等推進事業（認知症疾患医療センターの運営、認知症サポート医の養成、医療従事者認知症対応力向上研修等）②認知症対策・普及・相談・支援事業（しまね認知症コールセンターの運営、若年性認知症対策、認知症キャラバン・メイトの養成等）③高齢者権利擁護等推進事業④介護従事者向け認知症研修事業（認知症介護サービスの向上）⑤認知症介護指導者養成研修事業（同左）の5事業に、⑥認知症施策検討委員会の運営を加え、大きく六つの事業を柱に取り組みしました。	高齢者福祉課	認知症のひと家族の会 島根県支部松江地区会	8月25日
8	松江	相談支援事業所や地域活動支援センターはどこで分かるか	昨年の回答で問合せしてくださいとあったが、松江市及び各支所等の具体的な問合せ先を知りたい。	地域ごとの具体的な問い合わせ先については、松江市が全戸配布しております「暮らしの便利帳」や市報などをご確認いただき、市障がい者福祉課(電話55-5304)や各支所の障がい福祉担当へお尋ねいただけますようお願いいたします。 また、相談支援事業所や地域活動支援センターについては、松江市が作成しておられる「絆」（まつえ障がい福祉ガイドブック）に掲載されております。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	松江市精神障がい者家族会協議会	8月25日
9	松江	差別の禁止等の対応体制はできたか	昨年度公聴会の意見回答で「来年4月からの障害者差別解消法の施行により、差別の禁止はもとより、合理的配慮の提供も義務付けられるため、県としてしっかり対応できる体制を作りたいと考えています。」とあったが、具体的な体制は出来たか。	県では、昨年度、障害者差別解消法で求められている「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について、職員が適切に対応できるよう「対応要領」を作成し、研修会や職員向けの掲示板等により周知、啓発を図っているところです。 また、県職員による行為に関する相談窓口を今年度から障がい福祉課に設置しております（県立学校関係は特別支援教育課、その他教育関係は教育庁総務課、警察関係は警察本部広報県民課）。 なお、県民の皆様に対しても、引き続き街頭啓発、テレビ、新聞など、様々な機会や媒体を活用して広報活動を行うとともに、あいサポート運動などを通じて一層の普及啓発を図っていきます。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	松江市精神障がい者家族会協議会	8月25日
10	松江	グループホーム	昨年度公聴会の意見回答で「グループホームについては、退院後にその人の生活能力を高めていくための有効な資源であり、市町村の必要数の見込みを取りまとめた第4期島根県障がい福祉計画に基づき計画的に整備を行いたいと考えております。」とあったが、進捗状況はどうか。	第4期島根県障がい福祉計画における松江圏域のグループホーム利用者数について、平成27年度の見込み344人に対し、実績は331人であり、達成率は96.2%となっています。 なお、第4期計画の最終年度である平成29年度の見込みは373人となっています。 現在、松江圏域内のグループホーム総定員数は466人ですが、利用者の障がいの種類や必要な支援の程度によっては、入居できるグループホームが限られる場合もあることから、県としても、利用者のニーズにあった整備が進むよう支援していきます。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	松江市精神障がい者家族会協議会	8月25日
11	松江	障がい者スポーツ	障がい者スポーツの種目でサッカーは限定障がい者のみが全国大会とあるが、精神障害者が（対象となっていないことに対して）県としてどう思うか。	全国大会での競技種目の選定について、（公財）日本障がい者スポーツ協会に問い合わせたところ、以下のとおり回答がありました。 ・実施競技を選定するに当たっては、競技が全国に普及しているか、各都道府県で予選会が実施できる体制があるか、選手の強化やサポートができるかな等を見ていくと同時に、現在の実施競技のあり方も含め総合的に検討する必要がある。 ・全国大会における参加機会の拡大は重要であり、現状で精神障がい者が参加できる競技が少ないことは課題と考えている。 ・今後も文部科学省や開催県等とともに総合的な観点から検討を重ねていきたい。 県としては、こうした動きを注視していきたいと考えています。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	松江市精神障がい者家族会協議会	8月25日

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
12	松江	他圏域に意見等	他圏域での精神障がい意見回答を知りたい。	これまで「長期入院患者の削減の実態」や「精神保健ボランティアの養成と団体の維持」、「精神保健福祉手帳の更新手続き」などに関する、様々なご意見をいただいております。 今後開催するものも含め、各圏域公聴会での事前意見及び回答内容については、後日ホームページに掲載する予定としております。	公聴会時の回答に同じ	障がい福祉課	松江市精神障がい者家族会協議会	8月25日
13	松江	A C T	A C T（包括型地域生活支援）について他県と比較して島根県はどんな位置にあるか。	ACTとは、障がい者の方が医療や生活支援、就労支援を含んだ包括的なケアにより、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、精神科医師や看護師・作業療法士などの多職種チームが訪問活動を中心に支援を提供するしくみです。 全国では、平成15年度から千葉県市川市で開始されましたが、島根県内では、平成16年度から浜田市の西川病院が24時間の支援体制の取り組みを実施されています。 このほか、京都、岡山、愛媛、仙台など全国で十数か所でACTチームが活動されています。	公聴会時の回答に同じ	障がい福祉課	松江市精神障がい者家族会協議会	8月25日
14	松江	子ども・子育て支援新制度の動向とこれからのあり方	支援新制度については、松江市の子育て課の説明会はあるが、まだ、理解できるには難しい状況である。 新制度を理解するのは難しいので、国の動向は早くわかるようにしていただきたい。	国の動向については適宜情報の収集や提供を行っていますが、保育事業を実施される皆様に対し、今後とも速やかに理解しやすいような情報提供に努めてまいります。	国の動向については適宜情報収集を行い、市町村を通じて速やかに提供を行ってまいります。また、内容によっては市町村職員の方に対する説明会を行い、保育事業者の方への分かりやすい伝達に協力いただいております。	子ども・子育て支援課	松江市保育研究会	8月25日
15	松江	家庭的養護促進事業普及啓発活動	普及啓発活動には、2年前からのお願いと提案をきちんと受けていただき成果が見え始めていて、ありがたいことと感謝している。あわせて里親登録も少しずつであるが、増える傾向にある（この1年間の新規登録は8組）。 一般の方を対象にした「おはなしサロン」も定着し、里親の体験談は一般の方だけでなく、施設、異動のある行政職員にも真新しい話として受け止められるから、更なる参加の呼びかけをお願いする。また「おはなしサロン」は今年度の計画にも取り入れた。 もう一つの方法として、里親が自分たちの体験（養育体験・里親になったいきさつなど）を聞いていただくという「出前講座」があって、職場の人権研修、町内会や公民館活動の小さな集まりにも出かける。昨年度は県職員向けの人権研修を2か所。市民人権講座を1か所。また県立大学短期大学部（保育学科）では、この春、専門職員として世に出る前の学生（50名）に授業の一環として出向いた。学生は社会的養護（里親制度）の学習をしていたから、体験談と制度をうまくつなぎ合わせ理解してくれたと感じた。 普及活動が広まるほどに、里親のことがはじめて良くわかったという感想をもらう。また、「養子縁組や長期の養育だけでなく、月に一日や二日でもいいのか、初めて聞いた。」という内容もある。こうした声を聞く度に普及活動の大切さを痛感する。 どちらにしても、相当数の要保護児童を受け入れる里親は、対象児童の2倍、3倍、あるいはそれ以上の登録が必要になる。「出前講座」のお知らせが、市民に幅広く伝わることを今後の課題としていい知恵を出し合いたい。	里親登録者数を増やすためには、県民の皆様へ里親制度の主旨や里親の実情などを広く周知することにより、里親や里親に委託されている児童に対する理解を深めていただく必要があります。 児童を養育している里親から直接話を聞くことのできる「おはなしサロン」や「出前講座」は大変有意義な機会であり、こうした普及啓発活動により、養子縁組等を希望する里親の登録が増えてきております。 今後も、養育体験発表などを通じて、里親の果たす役割等をわかりやすく周知し、里親のイメージアップを図るため、県里親会や市町村等の関係機関と連携し、普及啓発活動の強化に取り組んでまいります。	今年度は、一般県民を対象に里親制度について理解と関心を深めることを目的とした講演会を開催しました。 また、里親支援機関事業の一環として「おはなしサロン」や「出前講座」において里親の養育体験発表を行い、里親や委託児童への理解を求めました。 今後とも、県里親会と連携し、里親制度の普及啓発活動に積極的に取り組んでいきます。	青少年家庭課	松江地区里親会	8月25日

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
16	松江	家庭的養護促進事業 委託促進と相互交流事業	委託促進の前提には、施設や児相、関係する行政の職員に里親の生活をよく知ってもらうことで、そのためにも遊びを含めた交流会や意見交換など、顔や意気込みを感じる交流現場への参加を希望する。里親会は受託してからの里親が少しでも不安を解消できるように、そうした交流の場は欠かせないものと考えている。里親を支えるものに、隣近所や地域住民はもとより、里親のことを知っている人が周りにいてくれることは願ってもなく心強いものがある。また里親がグチをこぼしたり、守秘義務としての話を聞いてもらうには、専門的な立場の存在はとても重要になる。 今、里親支援相談員の配置はないが、里親委託推進員が支援として活動されているのはありがたいことと感謝している。ただ、県全体を一人の範囲とするため活動に無理が重なると、委託促進という目標だけが独り歩きする危険性を持つことにはならないだろうか。里親にとっては委託促進も大切なことだが、何よりもこの基本には、「子どもの利益を守るため」という大前提がある。里親に疲れが見えたり、子どもより委託目標が大切になったりしてはならないと思う。委託推進員の活動にはそうした心遣いや、顔の見える交流がまずあって、現状をしっかりと把握できるように希望する。 また、里親自身も知識向上の学習は欠かせない。養育里親の研修会、専門里親の研修会、あるいは県内外の里親大会への参加は、里親にとって貴重な勉強の場でもあるから、相互交流と兼ね合わせて、里親の学習できる場としての支援に力を注いでいただけたら幸いである。 その逆に、職員の出張研修などを利用して、里親会の活動に携わったり、「出前講座」やサロンへの参加を重ねていくなら、その分だけ経験は貯えられるし里親を広く知ってもらうことにもつながる。長い目で見た相談支援員の養成を視野に入れてほしい。 里親が増えて、委託が増えて、経験豊富なケースワーカーがいて、相談支援員が見守ってくれる。里子の安心安全を守る体制はそうした連携が欠かせないものと思う。	里親委託を推進するためには、児童相談所、里親及び児童福祉施設等の関係機関が相互理解を深め、共通認識を持つことが重要であり、今後も里親交流会への参加等を通じて連携を図ってまいります。 また、昨年度から、島根県里親会に里親委託等推進員を配置し、新規里親登録者の開拓等を行っているところですが、引き続き地区里親会の皆様と連携し、里親の負担感を軽減するための相談援助や交流促進等にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。 今年6月には「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、里親支援、養子縁組に関する相談・支援が県の業務として位置付けられました。里親制度の広報啓発等による里親開拓から、里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援まで、一貫した里親支援に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。	県里親会が実施する交流会に施設職員及び入所児童が参加したり、施設の行事に里親が参加する等、交流を深めました。 里親委託の推進や里親支援のための体制を整えていくために、来年度新たに里親支援事業を実施する予定ですが、具体的には県、児童相談所、県里親会、施設と協議し、役割分担しながら取り組みを進めていきます。	青少年家庭課	松江地区里親会	8月25日
17	松江	家庭的養護促進事業 その他の気づいたこと	里親の利用を一時保護所と同程度に考えることはできないだろうか。 里子を受け入れるには、児童養護施設、乳児院、児相の一時保護所などからマッチングを経て可能になる。こうした限られた機関だけでなく、養育相談などは他の行政機関にも広がっているし、施設以外で一時的に保護を必要とする子どもがあった時に（例えば、急病などの時に親族が近くにいないくて看られない。虐待を防ぐため親も子どももお互いの熱を少し冷ます時間が必要など）、措置という概念で固まることなく、機関と機関の話し合いによって、一時保護として里親を利用するという方法はどうか。 もともと里親登録には、長い期間を受け入れるだけでなく、少しの間を希望する里親もあるから、場合によってはそれを活用する柔軟な対応もあると思う。 家庭的養護促進事業を担う立場の里親会は、里親登録を広げることや里親を広く知ってもらうことはもちろんのこと、何よりも「子どもの利益を守るため」に、そして家庭的養護促進のために行政とのつながりを強く求めていく。	児童相談所では、一時保護委託先として里親委託が適当であると判断した児童については、里親での受託をお願いしております。 地域の子育て支援の資源として里親を活用してもらうためには、市町村に里親について理解していただくことが重要であり、機会を捉えて里親制度の啓発普及に努め、情報提供を行ってまいります。	今年度は、里親支援機関事業の一環として市町村や社会福祉協議会等の関係機関に出向き、里親制度の説明を行い、理解を求めました。 引き続き、関係機関への制度の普及啓発に努め、連携を図っていきます。	青少年家庭課	松江地区里親会	8月25日

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
18	松江	島根県の性暴力被害者のワンストップ支援「たんぼぼ」の条文に、被害者の相談を受ける条件が2年経過以内とされているが、「被害経過に制限をしない」とはできないものか	性暴力を受けた被害者には時効がない。意識下でずっと苦しみ、やっと相談してみようかという思いに立った被害者へ、わずか2年経過でたんぼぼは他機関へ引き継ぐとは胸が痛む。支援員もきつと苦しいに違いない。 なお、現在、性犯罪に関する刑法の相談機関に時効があるのは問題のように思う。たんぼぼは発足したばかりであるから、内容を吟味しながら調整をしていってほしいと願う。	H27.3月に女性相談センター内に性暴力被害者支援センターたんぼぼを開設して1年が経過しました。たんぼぼへの相談については、経過年数により制限を行うことはなく、過去の被害についても相談を受けています。 ただし、カウンセリングに係る公費負担については、他機関の制度や他県の状況を鑑み、被害発生から概ね2年以内とさせてもらっています。今後、制度を運用していく上で、改善の必要があれば検討していきたいと考えています。	公聴会時の回答に同じ	青少年家庭課	しまね性暴力被害者支援センター（さひめ）	8月25日
19	松江	官民にかかわらず、今後一層性暴力被害者支援機関として認識を高め、連携していくための啓発活動を合同に開催するような事業の考えを望む	健康福祉部の施策の対象者が全て「性」をもった性的人間である。そして、それはその人の人権となる。命が大切にされ、人権が守られる状況を構築できる最前線に立つ側として連携を深め、啓発活動に一層の尽力を協働したいと思っている。	性暴力被害者支援については、被害者が相談をためらう場合もあると考えられ、安心して相談してもらえるよう広報啓発について一層の充実を図る必要があります。 広報啓発を行うにあたっては、必要に応じて関係機関との連携が図られるよう、県としても取り組んでいきたいと考えています。	性暴力被害者支援センターたんぼぼについては、11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせリーフレットの配布や関係機関連絡会での周知など機会をとらえ広報に努めているところです。 今後も、県の広報枠を利用した一般県民への周知や、なくす運動における関係機関との連携した広報活動に引き続き取り組んでいきます。	青少年家庭課	しまね性暴力被害者支援センター（さひめ）	8月25日
20	松江	市町村でウィルス検査・肝がん撲滅への目標値を定めること	県では、ウィルス検査未受検者のうち、未発見の感染者数を推計し、平成23年度末での約7,000人を同29年度末には半減する目標値を定め、意識的に取り組まれている。一方、各市町村においては、ウィルス検査の進捗状況にばらつきがあると思われることから、全ての市町村で未受検者数及び未発見の感染者数を可能な限り推計し、目標値を定めて取り組んでいただきたい。 「肝炎対策の推進に関する基本的な方針」（平成28年6月30日改正）において、「国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するにあたっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である」（第1・（1））と明記された。県は、肝がんへの罹患率を減少させるために、陽性者を確実に治療に結びつける、よりきめ細かな対策と具体的な目標値を定めて取り組み、市町村にも周知していただきたい。	国は、今年度肝炎対策基本指針を改正し、県の肝炎対策に対して、目標の設定を行うように示しています。 現在、県においては肝炎ウイルス未受検者のうち未発見の感染者数の半減を目標に検査の取り組みを進めています。県が定めている目標達成に関しては、多数の検査が行われている市町村健診が数値目標に大きく関わることから、市町村担当者会議を通じ、各市町村においても数値目標を設定するなど、引き続き積極的な取り組みを要望していきたいと考えています。 また、ウイルス陽性者に対して、慢性肝炎や肝硬変の重症化を予防し、早期治療することで肝がんを予防することがきわめて重要なことです。昨年度から県においては初回精密検査や定期検査費用の助成を行い、ウイルス陽性者を受診につなげる取り組みを進めています。 このような取り組みに対し、数値目標を設定し、評価していくことが肝炎対策を進める上で有用な事と考えています。 今後市町村担当者会議や、肝炎対策協議会を踏まえ、新たな目標設定に向けて取り組んでいきます。 ＜参考：考えられる指標＞ ・肝炎検査実施者数 ・受検率（受検者/検診対象者数） ・フォローアップ実施率 ・要精検者の受診率	国の肝炎対策基本指針の改正に伴い、県でも現在島根県肝炎対策推進基本指針の改正作業を進めています。この中で、数値目標を設定して肝炎対策に取り組む事としています。 市町村の肝炎ウイルス検査は、県全体の多くの部分を占めるため、市町村担当者会議の機会に、積極的な取り組みを要望しています。	薬事衛生課	島根県肝臓友の会	8月25日
21	松江	市町村でのウィルス検査や定期検診をうながす個別勧奨	市町村によっては、住民に個別にはがきでウィルス検査を呼びかけたり、陽性者の後追いを行っているところもある一方、一般的な呼びかけで終わっているところもあるため、県内外の先進事例を取り入れて個別勧奨を進めていただきたい。	個別勧奨を行っている市町村もあれば、他の健診と同時に通知している市町村もあります。 市町村担当者会議の場において、未受検者を把握し、陽性者を確実にフォローしていくことができるように、個別勧奨を積極的に取り組んでいくよう要望していきます。	個別勧奨を実施している市町村においては、検査実績が伸びており、市町村担当者会議において、取り組みを奨めています。	薬事衛生課	島根県肝臓友の会	8月25日
22	松江	市町村での広報活動の強化	7月28日「世界肝炎デー」に併せ、出雲市では、肝疾患連携拠点病院により公開講座が開かれ、松江駅などでは、県と当会が協力して宣伝物の配布をおこなった。各市町村においても来年の「世界肝炎デー」を念頭に住民の目に見える広報活動を計画されるとともに、日常的に広報活動を強化していただきたい。	市町村においては、広報誌等を通じて広報をお願いしています。 県の広報と併せ、患者に一番近い存在である市町村からの広報が重要であると考えます。	市町村の定期的な広報誌等に、肝炎ウイルス検査の受診勧奨を掲載してもらっていますが、今後も効果的な広報を要望していきます。	薬事衛生課	島根県肝臓友の会	8月25日

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
23	松江	地域包括ケアシステム	平成29年4月までにすべての保険者で要支援者に対する地域支援事業が開始され平成30年3月で、予防給付が終了する。このことをいったい誰が責任を持ってするのか。県が市町村か。	全国一律に提供されている要支援者向けの予防給付のうち、訪問介護と通所介護については、平成29年4月までに地域支援事業（新しい総合事業）として市町村が実施することになります。 現在市町村では、現行並みのサービスの継続を含め、地域の実情に応じたサービスの拡充などについて、受け皿となる関係者の会議等の場を通じて検討されています。 県としては、各市町村において新しい総合事業が円滑に開始されるよう引き続き研修会や情報提供等の必要な援助を行ってまいります。	平成29年4月時点では、全ての市町村において、現行相当の訪問型・通所型サービスが実施される予定です。 また、地域の実情に応じて約半数の保険者において、現行相当サービス以外のサービスも実施される予定です。 県としては、各市町村において必要なサービスが確保されるよう引き続き体制整備に向けた支援を行ってまいります。	高齢者福祉課	松江圏域老人福祉施設協議会	8月25日
24	松江	健康長寿しまね推進事業	健康長寿しまね推進事業もすごくいい事業であると思う。しかし50歳から80歳へと寿命が延びたことによる弊害も出てきたと思う。それは、人間の終末期である。「生きる」ことへの解決はできても「終末期」における意志表現は、他人に任されている現状がある。 本来なら地域医療構想の一環で地域包括ケアシステムの中に事業としてとりあげてもいいように思う。	近年、アドバンスケアプランニング（これから受ける医療やケアについて事前に家族や医療者と話し合い患者の希望や思いを文書に残す取組）なども始まってきており、市町村とも連携し情報提供に努めたいと考えています。	平成28年10月策定の「地域医療構想」でもアドバンスケアプランニングに関する情報提供を推進し、本人の希望に沿った療養生活の実現に取り組む旨を明記しています。 平成28年度後半には、松江市島根町や雲南市で終末期・看取り等もテーマに含めた研修会を開催されるなど、地域において着実に取り組みが進められています。	医療政策課	松江圏域老人福祉施設協議会	8月25日
25	松江	しまね流福祉まちづくり推進事業・地域福祉セーフティネット推進事業	地域福祉セーフティネットとは、行政措置が必要と考える。特に松江圏域老人福祉施設協議会において養護施設の空き状況が取り上げられている。なぜ、20万の中核都市で2施設の養護で空き状況が出てくるのか。（岡山市 5施設の養護施設 1施設は80%利用であるが4施設は100%状況）	近年、松江市においては介護保険施設等の施設整備を含め、軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等、高齢者を対象とした各種施設が増加してきています。そのため、入所施設等の選択の幅が広がっており、養護老人ホームの入所要件に該当する場合でも他施設に入所されたケースもあります。 現在、養護老人ホームの入所申請者が一定程度ある一方で、入所案内した際に本人又は親族から施設入所を拒否されたり、入所時期を先送りされるなど、入所に至らないケースも多数あります。 そのため、時期によって空き状況は出てくる場合もあります。 現在の各施設の入所率（H28.8.18現在）はそれぞれ100%と98%になっています。	近年、松江市においては介護保険施設等の施設整備を含め、軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等、高齢者を対象とした各種施設が増加してきています。そのため、入所施設等の選択の幅が広がっており、養護老人ホームの入所要件に該当する場合でも他施設に入所されたケースもあります。 現在、養護老人ホームの入所申請者が一定程度ある一方で、入所案内した際に本人又は親族から施設入所を拒否されたり、入所時期を先送りされるなど、入所に至らないケースも多数あることから、時期によって空き状況は出てくる場合もあります。 現在の入所率（H29.3.22現在）は100%となっています。	高齢者福祉課（松江市）	松江圏域老人福祉施設協議会	8月25日
26	松江	介護施設整備推進事業	今、松江圏域老人福祉施設協議会において特養施設での空きが、目立ってきている。介護度3以上の方しか入れない状況や老人系の住宅産業の推進で待機者数の減少もあると思う。東京も特養の空き状況があり来年度から、厚生労働省は特養の空き状況や待機者数の再調査を行い施設整備が必要かどうか判断するといった。 島根県でも特養施設が、閉所する懸念や閉所するデイサービスがあるのを島根県老人福祉施設協議会でも懸念している。 しまね流福祉まちづくりの再考が必要と考える。	県内特別養護老人ホームの入所申込者（いわゆる「待機者」）は、平成28年1月1日現在で4,917人であり、平成24年7月1日調査の6,684人をピークに減少傾向にあります。 待機者が減少している原因としては、都市部を中心に有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅など民間による高齢者向けの住宅整備が進んでいることや、平成27年4月から特養の入所者が原則として要介護3以上に限定されたことなどが考えられます。 特養をはじめ、介護保険施設の整備については、市町村が策定する介護保険事業計画において必要なサービス量を見込んだうえで、整備数（定員数）を定めることとされています。 今後、次期計画（7期：H30～32年度）の策定作業が本格化しますが、県としても、県内の介護サービス事業所の実態把握に努めるとともに、必要な介護サービスが適切に計画に見込まれるよう、市町村を支援していきたいと考えています。	県内特別養護老人ホームの入所申込者（いわゆる「待機者」）は、平成28年7月1日現在で4,571人であり、平成24年7月1日調査の6,684人をピークに減少傾向にあります。 待機者が減少している原因としては、都市部を中心に有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅など民間による高齢者向けの住宅整備が進んでいることや、平成27年4月から特養の入所者が原則として要介護3以上に限定されたことなどが考えられます。 特養をはじめ、介護保険施設の整備については、市町村が策定する介護保険事業計画において必要なサービス量を見込んだうえで、整備数（定員数）を定めることとされています。 来年度は、次期計画（7期：H30～32年度）の策定作業が本格化しますが、県としても、県内の介護サービス事業所の実態把握に努めるとともに、必要な介護サービスが適切に計画に見込まれるよう、市町村を支援していきたいと考えています。	高齢者福祉課	松江圏域老人福祉施設協議会	8月25日